

差別のない明るいまちを

子どもの人権

における対応件数は三百四十三件（〇六年度二百三十六件）で四十五%も増加しています。

児童虐待の内容については『児童虐待の防止に関する法律』で、保護者が児童（この法律では十八歳に満たない者をいう）に対し、次の行為をすることと規定されています。

①身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

②性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

③保護の怠慢、養育の拒否（ネグレクト）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、その他の保護者としての看護を著しく怠ること。

④心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

厚生労働省の報告（二〇〇四年度）によると、児童相談所における虐待の内容別相談件数としては、しつけと称して子どもに様々な暴力をふるう身体的虐待が約五〇%で最も多く、次に多いのが家に閉じ込めたり、食事を与えないなどのネグレクトで約三五%を占めています。

◆増加する児童虐待
児童相談所が児童虐待として対応した件数は、全国においても徳島県においても年々増加傾向にあります。
厚生労働省の集計（本年六月十七日発表の速報値）によると二〇〇七年度の対応件数は前年より三千件余り多い四万六千八百十八件で過去最多を更新しています。同時に報告された徳島県

このような児童虐待は子どものすこやかな成長を妨げ、心や体に深い傷を残すだけでなく、死に至るケースもある深刻な問題です。

◆児童買春・児童ポルノ

相談件数は少ないのですが、性的虐待として話題にされるようになってきた内容に児童買春と児童ポルノの問題があります。児童買春とは金銭を与えて子どもを性的に虐待することを指します。児童ポルノとは子どもへの性的虐待の映像記録もしくはそれに準じる映像のことです。日本は、この問題で加害者をアジアなどの諸外国に送り出す国として世界から非難されてきました。一九九九年にいわゆる『児童買春、児童ポルノ禁止法』を制定し、児童買春や児童ポルノなどの行為の処罰と被害児童の回復のための相談、指導、一時保護などの措置を定めています。

なお、児童買春をめぐっては、不道徳な性行動という観点からとらえて子どもの側も問題だということにもなりやすいが、児童買春の相手となった大人が加害者で子どもの側は被害者という明確なとらえ方が必要でしょう。

◆虐待と感じたら・・・

児童虐待への対応については、大人が問題意識を持つとともに、

未然防止、早期発見、早期対応をすることが大切です。

児童虐待は、家庭などの密室で行われることが多く、発見されにくいという問題を含んでいます。

社会から児童虐待をなくすためにも「ほかの子のことだから」と無関心でいるのではなく、少しでも気になることがあれば迷わず関係機関（左記一覽表参照）へ連絡や相談をすることが必要です。児童虐待の通告義務は『児童虐待防止法』で守秘義務より優先され、違反に問われることはありません。

◆子どもの権利を守るのには？
一九八九年の国連総会で決議され、日本が一九九四年に批准した『子どもの権利条約』には「子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします」と規定してあります。

さらに「また、自力で生きることが困難な子どもたちの権利が保障されるためには、保護者である親が（もし、親にその能力がない場合には国が親を支援するかたちで）その責任を果たすことが不可欠な条件である」としています。

しかし、我が国においては、この数年間、親が駐車した車に子どもを残してパチンコや買い物をしている間に子どもが脱水症などで死亡する事件が頻繁に発生するような状況があります。日本においては、親が子どもの権利を守ることについては、それほど身近なこととして、とらえていないことが課題といえるでしょう。

参考文献

「権利と責任」
中川喜代子著 明石書店発行

「いじめ」や「虐待」に関する主な相談機関

○ 電話相談 子ども何でもダイヤル（徳島県児童相談所）	☎ 088・626・0874
○ 電話相談 子どもの人権110番（徳島地方事務局）	☎ 088・622・8110
○ 電話相談「いじめホットライン」（徳島県警察本部）	☎ 088・623・7324
○ 電話相談・来所相談（徳島県児童相談所）	☎ 088・672・5200
○ 電話相談・来所相談（小松島市児童福祉課）	☎ 0885・32・2114
○ 電話相談・来所相談（小松島市人権推進課）	☎ 0885・32・3814
	☎ 32・2122
○ 電話相談・来所相談（小松島市教育委員会学校課）	☎ 0885・32・3811
○ 電話相談・来所相談（小松島市青少年健全育成センター）	☎ 0885・32・1398
○ 各地域の民生・児童委員並びに人権擁護委員も相談に応じています。	